

令和5年瑞穂町教育委員会第9回定例会 会議録

令和5年9月28日瑞穂町教育委員会第9回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 滝澤 福一 君 ・ 2番 関谷 忠 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 村上 豊子 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第24号 瑞穂町立学校部活動コーディネーター設置要綱

日程第 4	議案第 25 号	瑞穂町教育基本計画審議会委員の委嘱について
日程第 5	報告事項 1	令和 5 年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について
日程第 6	報告事項 2	令和 5 年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について
日程第 7	報告事項 3	令和 5 年度瑞穂町青少年善行表彰被表彰者について

開会 午前 9 時 00 分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年瑞穂町教育委員会第 9 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 28 条の規定により教育長において 1 番、滝澤委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第 3、議案第 24 号、瑞穂町立学校部活動コーディネーター設置要綱を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第 24 号については、町立中学校において、部活動の地域連携等に向けた体制整備を進める部活動コ

ーディネーターを設置するため、要綱を制定する必要があるので本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導課長が説明いたします。

教育指導課長

説明いたします。教育委員会では、令和5年度から町立中学校におきまして、部活動における教職員の負担軽減を目的としまして、部活動の地域連携に向けまして、各校の部活動指導員や地域のスポーツ団体との調整、人材配置、研修等を行う部活動コーディネーターを設置するものです。

1 ページおめくりいただき、瑞穂町立中学校部活動コーディネーター設置要綱をご覧ください。内容について説明いたします。

なお、説明中、瑞穂町立中学校部活動コーディネーターをコーディネーターと表現させていただきます。

第1条は、コーディネーターの設置の目的について定めます。第2条はコーディネーターの職務、第3条は、コーディネーターの委嘱等について定めます。

裏面をご覧ください。第4条は、コーディネーターの服務、第5条では、コーディネーターの配置について定めまして、配置時間はコーディネーター1人当たり年間240時間までと定めています。第6条は、コーディネーターの活動報告、第7条では、コーディネーターの活動日及び活動時間について定め、活動日数は週3日を上限としまして、1日当たりの活動時間は2時間としております。第8条では、コーディネーターの職の解除について定めます。

おめくりください。第9条はコーディネーターの謝礼、第10条は庶務、第11条は委任について定めます。

附則として施行期日について定めております。

説明は以上でございます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑はございませんでしょうか。

鳥海教育長

ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第24号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

鳥海教育長 討論なしと認めます。それではお諮りします。議案第24号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第24号は原案どおり可決されました。

鳥海教育長 日程第4、議案第25号、瑞穂町教育基本計画審議会委員の委嘱についてを議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第25号については、瑞穂町教育基本計画審議会条例第3条の規定により、別紙のものを委員として委嘱したいので本案を提出するものです。

議案書をおめくりください。

氏名、田中洋一、酒井美恵子、松山大作、池谷芳彦、田口孝行、中沢清、志村武保、森美佐子、金澤恵子、沖悟、池谷功、畑中篤司、住所及び生年月日等は記載の通りです。

なお、任期は令和5年10月5日から令和7年3月31日までです。

以上で案理由の説明といたします。

鳥海教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

村上委員 一般公募の状況についてももう少し詳しく教えてください。

教育指導課長 説明させていただきます。一般公募を募集するに当たりまして、瑞穂町の教育についてレポート提出をお願いしました。その応募に3人いらっしゃいまして、この方々のほかは、小さいお子さんがいらっしゃる保護者の方が応募をされました。その中で、瑞穂町の教育基本計画の内容を理解している、また、理解していただだけそうな方を選ばせていただいたという経緯がございます。このうちの池谷さんは、もともと地域コー

ディネーター等で活躍されてる方で、町の協働推進にもご尽力していただいている方です。畑中様は、一般企業で人事に携わって、人材育成にも経験があるということで、レポート内容を比べて考えて、この方に決定させていただいた経緯でございます。

以上です。

鳥海教育長

ほかにご質疑はございますか。ほかにはないので、質疑を終結いたします。

人事案件ですので討論を省略いたします。それではお諮りします。議案第25号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鳥海教育長

ご異議なしと認め、議案第25号は原案通り可決されました。

鳥海教育長

日程第5、報告事項1、令和5年度瑞穂町文化賞表彰被表彰者について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

それでは瑞穂町文化賞表彰要綱に基づき、文化賞4件、文化奨励賞2件を決定いたしましたので、ご報告いたします。

ページをおめくりいただき、3枚目をご覧ください。はじめに文化賞個人は、佐藤茉泰さん、種目は教育でございます。ナンバー2、種目は同じく教育でございます。西井茉莉さん、ナンバー3、種目は研究発表でございます。二本柳葵さん。

おめくりいただき、文化賞の団体でございます。ナンバー4、種目が研究発表、瑞穂農芸高校園芸科学科八重鑑別プロジェクトチームでございます。

次に文化奨励賞です。文化奨励賞受賞個人はナンバー1、種目教育で、栗原彩羽さん。ナンバー2、種目は書道で堀澤澄瑞さんです。

以上の方が受賞者となります。詳細につきまして説明いたします。文化賞と文化奨励賞につきましては、瑞穂町文化賞表彰要綱で定めます。この要綱に基づき、令和5年9月6日午後7時から表彰審査会を開催い

たしました。審査会は、文化連盟の服部会長が審査会会長となり、議事を進めていただきました。

今回文化賞への推薦が個人3件、団体1件、文化奨励賞は個人2件でした。候補者は、いずれもこの要件、両方の条件を満たしているため、審査員も満場一致の決定でございました。

被表彰者の実績についてご説明いたします。まず文化賞個人の受賞者の方々です。

ナンバー1、佐藤茉泰さん、ナンバー2、西井茉莉さんは、公益社団法人図書館振興財団主催の第26回図書館を使った調べる学習コンクール、こちら全国コンクールで高校生の奨励賞受賞でございます。

次にナンバー3、二本柳葵さんは、令和5年度東京都学校農業クラブ連盟東京都意見発表Ⅱ類で、最優秀賞受賞によるものです。こちらは都内農業系学校の学校から選出された、代表の方13名中1位という成績でございました。また、第74回の関東地区学校農業クラブ連盟大会東京大会において優秀賞も受賞されています。

続いてナンバー4、文化賞団体での受賞でございます。瑞穂農芸高校園芸科学科八重鑑別プロジェクトチームは、第74回関東地区学校農業クラブ連盟大会東京大会プロジェクト発表会Ⅱ類の優秀賞でございます。

続いて文化奨励賞でございます。ナンバー1、栗原彩羽さんは、第26回図書館を使った調べる学習コンクール、全国コンクール小学生の部奨励賞受賞によるものです。ナンバー2、堀澤沢澄瑞さんは、第35回全国ひらがな・かきかたコンクール、毛筆の部、文部科学大臣表彰によるものです。また、第59回全日本書初め大展示会、席書の部で、日本武道館会長賞を受賞されています。

以上で説明とさせていただきます。

鳥海教育長
関谷委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

表彰を受ける個人の方で、文化賞で第26回図書館を使った調べる学習コンクールを全国コンクールで奨励賞を受けた方が2人入ってしまっていて、同じ奨励賞でありながら文化奨励賞となっている人が1人いるんですが、その辺の区別をどう審査の途中でどんな議論があったかをお教えていただければ。よろしく願います。

教育部長

お答えします。奨励賞につきましては、中学生以下が対象というような形で、こういう区別になってご

ございます。報告事項を1枚おめくりいただきますとその対象者の要件を記載してございます。

鳥海教育長
村上委員

ほかにご質問ございますか。

感想ですが、図書館で調べる学習コンクールを始めたことによって、なかなか今まで、どういう形で表彰したらいいかわからなかった文化賞や文化奨励賞の対象者が出てきたということは、非常にこの図書館の取り組みが生きているのかなというふうに改めて思いました。

以上です。

鳥海教育長
鳥海教育長

ほかにご質問ないようですので、委員にはさようご了承願います。

日程第6、報告事項2、令和5年度瑞穂町スポーツ賞表彰被表彰者について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

瑞穂町スポーツ賞表彰要綱に基づき、スポーツ優秀賞5件、スポーツ奨励賞4件を決定しましたので報告いたします。

2枚おめくりください。スポーツ優秀賞受賞、まず個人でございます。ナンバー1、種目アルティメット競技、町田佑衣さん。ナンバー2、種目サッカー競技、笹生悠太さん。ナンバー3、種目サッカー競技、吉岡海凜さん、ナンバー4、種目剣道競技、渡辺翔太さん。

スポーツ優秀賞団体でございます。ナンバー5、種目ソフトボール競技、瑞穂スワローズ。

次にスポーツ奨励賞です。スポーツ奨励賞個人は、ナンバー1、種目軟式野球競技、臼井紬さん。ナンバー2、種目空手道競技、田邊優羽さん。ナンバー3、種目空手道競技、田邊琴葉さん。1枚おめくりいただき、スポーツ奨励賞団体は、ナンバー4、種目空手道競技、国際松濤館雄心会、以上の方々が受賞者です。

詳細につきまして引き続き説明いたします。瑞穂町スポーツ賞表彰要項では、スポーツ優秀賞、スポーツ奨励賞、スポーツ指導者賞を設けてございます。この要綱に基づき、令和5年9月6日、午後7時30分から表彰審査会を開催いたしました。会議は瑞穂町対済協会の石山会長が審査会会長となり、議事を進めていただきました。

今回スポーツ優秀賞への推薦は、個人4件、団体1件、スポーツ奨励賞への推薦は個人3件、団体1件が

あり、スポーツ指導者賞の推薦はございませんでした。こちらも文化賞同様に、この要綱の条件を満たしているため、審査員も満場一致の決定でございました。

被表彰者についてご説明いたします。初めに、優秀賞個人ですが、ナンバー1、町田佑衣さんは、競技はアルティメット、第5回全日本アンダー21、アルティメット選手権大会本選決勝戦で7位でございました。この成績による受賞となります。次にナンバー2、笹生悠太さんは、競技はサッカーで、令和5年度全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会ベスト8位による受賞でございます。続きましてナンバー3、吉岡海凜さん、第31回全日本高等学校女子女子サッカー選手権大会準優勝による受賞でございます。おめくりいただき、ナンバー4、渡辺翔太さん、第70回全日本高等学校剣道大会、男子団体出場による受賞でございます。

次に団体です。ナンバー5、瑞穂スワローズはソフトボール競技で、第19回ジョイフルソフトボール全国大会準優勝による受賞でございます。

続いて奨励賞です。奨励賞は個人3件、団体1件です。はじめに奨励賞個人です。臼井紬さんは、軟式野球競技において、第45回全国中学校軟式野球大会出場による受賞です。ナンバー2、田邊優羽さん、競技は空手道競技で、第37回東京都小学生空手同選手権大会、形競技、小学6年生男子の部で、第5位。敢闘賞による受賞でございます。敢闘賞は5位に相当するということでございます。ナンバー3、田邊琴葉さん、空手道競技の方で、第2回東京都マイベスト空手同大会、形競技、小学1年から3年生女子の部で第3位受賞となります。

続いて奨励賞団体でございまして、おめくりいただき、団体名は、国際松濤館雄心会、競技は、空手道競技で、第2回全日本少年少女空手道選抜大会、男子団体形競技出場による受賞でございます。

以上で説明とさせていただきます。

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

優秀賞の個人のナンバー1のアルティメット競技ということですが、どういう競技なのか。第5回ということは、まだ新しい競技なのかどうかというところで教えてください。

鳥海教育長
村上委員

教育部長

ご指摘の通り新しい競技です。フィールドとしては100メートルと37メートルの部分がございまして、敵味方に分かれて1枚のディスクをパスしながら運んでいくということで、それぞれのラインエンドというところを目指していく競技です。バスケットボールとアメリカンフットボールを合わせたような競技で、いわゆるフリスビーを用いて、パスをしながら、相手側の陣地を攻めていくという、そのような競技のようでございます。相手方の陣地でパスをキャッチすると得点になるというようなルールで進められているということでございます。

鳥海教育長

ほかにございますか。

ほかにご質問もないようですので、委員にはさようご了承願いたします。

鳥海教育長

日程第7、報告事項3、令和5年度瑞穂町青少年善行表彰被表彰者について、教育部長より説明を求めます。

教育部長

瑞穂町青少年善行表彰要綱に基づき、善行賞1件、功労賞1件を決定しましたので、ご報告いたします。ページをめくりいただき、3枚目をご覧ください。

はじめに、善行賞でございます。受賞は団体となります。ナンバー1、該当箇条は、第5条第1項第1号イということで、地域において、青少年の模範となると認められる青少年団体として、福生消防少年団でございます。

次に、功労賞でございます。功労賞受賞は個人で、ナンバー1の該当箇条は、第5条第1項第2号イとして、青少年団体の指導育成に5年以上従事された方として、大神茉莉さんです。

以上の方々が受賞者でございます。

詳細につきまして引き続き説明させていただきます。瑞穂町青少年善行表彰は、7月の教育委員会定例会でご報告いたしました、令和5年度から創設した表彰制度でございます。こちらは、審査会はなく、要綱に定めた表彰基準に照らして、該当者を決定するもので、はじめに善行賞でございますが、団体1件ということで、福生消防少年消防少年団、主な功績は記載の通りでございます。なお、福生消防少年団の構成員は67名中ですね、瑞穂町の方は5名ということでございます。

続きまして、功労賞個人です。大神茉莉さんは、瑞穂町に在住で活躍されていました。その後、指導者として在籍し、団体の育成・指導をされています。

受賞内容は以上となりますが、各賞の表彰につきましては、10月28日の総合文化祭開会式の中で実施いたします。

以上説明とさせていただきます。

鳥海教育長
滝澤委員

以上で説明が終わりました。何かご質問はございますでしょうか。

瑞穂町青少年善行表彰と、青少年がつくというのは前から聞いていたからわかるんですね。それから青少年を取った瑞穂町の善行表彰とか、瑞穂町のボランティア表彰とかそういう一般向けのもあるんですか。

教育部長

一般系といますか、こちらにつきましては町の方で、具体的には総務課の方で善行表彰、それに至らないようなことであれば感謝状という形で表彰しています。

滝澤委員

なぜそんなことを言うのかというと、けやき館で親子折り紙教室というのをやっています。それが先日、ちょうど100回目を迎えて、広報の方にも来ていただいて表彰したんですけども。そういうボランティアで100回も講師をやっていただいている方がいるんですね。頭の隅に入れておいていただけるとありがたいなと思って、今話しました。

以上でございます。

教育部長

そういった情報をいただければ、総務課からも定期的に推薦の依頼が来ますので、そういったところで推薦する機会はあるのかなということを考えております。

鳥海教育長

ちょっと補足させていただきますと、今回、善行表彰について新たに規程を作っていますね、表彰しているということになったわけですが、今までも町の功労者表彰条例、これに基づいて、功労表彰のほか、善行表彰というのがございます。

本当にボランティア的に善行をしてもらった方、それから町に多額の寄付などをしてもらった方については表彰規定がございました。これを青少年に限ってということで、教育委員会所管で行っているのは、文化賞の表彰、それからスポーツ賞の表彰があるのですが、善行的な部分の表彰が、町の中の制度でございませ

んでした。よって今回、青少年問題協議会会長、イコール瑞穂町長が決定する表彰制度ということでつくったものでございます。

また、講習会のボランティア的なものとか、それが館の主催事業のボランティアということであるので、なかなか直接町の功労者表彰に結びつかないということがございます。ただし、何らかのものにも該当しないからということであっても、褒め讃えるべきものは、讃えていこうというのが、現在の町長の姿勢でございます。

職員についても、以前は勤続20年か25年で、町の功労者表彰の対象になっていたんですね。ただ、職業として働く職員が勤続だけでこういう賞の対象になるのはいかななものかというふうなことで、かなり以前に廃止されました。その中で、職員について、これはすごく頑張ってくれているということについて、町長が褒め讃える、賞詞という言葉で賞状を授与するようなことを、昨年度から始まっています。

そのようなことで、褒め讃えられるべきことがあっても、制度がないから難しい、無理だということではなく、やっけていこうという姿勢でございます。教育委員会としても、感謝状の授与とか、そういうことは可能だと思います。今後、研究課題としたいと思います。

鳥海教育長

ほかにございますか。それではご質問ないようですので、委員には再度ご了承願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

ここで、9月30日をもって退任される滝澤委員から一言ごあいさつをお願いいたします。

(滝澤委員退任あいさつ)

鳥海教育長

ありがとうございました。

これにて令和5年瑞穂町教育委員会第9回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

閉会 午前9時55分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員